

第20期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年5月27日（金曜日）午前10時
（開場時間：午前9時）

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階白鳳
(03) 3348-1234

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）



[目次]

第20期定時株主総会招集ご通知	2
（添付書類）	
事業報告	4
計算書類	20
監査報告	23
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	31
第2号議案 定款一部変更の件	32
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	38
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	41
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	43
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬等の額設定の件	44
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額設定の件	44
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対する株式報酬型ストックオプションと しての新株予約権に関する報酬等の額及び 内容決定の件	45

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、平成8年10月の設立以来、雇用の拡大を通じて社会に貢献することを使命とし、また、「日本一親身な人材サービスカンパニー」を目指し、多くの求職者の方々に多様な就業の機会を提供することで今日まで成長を遂げてまいりました。

当社は、お客様の業務効率化等を実現する企画提案型の請負及び人材派遣を行うBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連事業、コンタクトセンターを活用して請負及び人材派遣を行うCRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）関連事業、製造・物流に関わる業務の人材派遣及び請負を行う製造技術系事業並びに一般事務に関する人材派遣、請負及び人材紹介等を行う一般事務事業を展開しており、お客様のご要望に的確にお応えするとともに、当社の付加価値の向上に努めております。

当社は、今後も企業理念である「すべての人に働くよろこびを」のもと、当社が得意とする、最適な業務再構築並びに業務効率化の企画提案からその運用等を通じて、また、経済環境の変化に柔軟に対応できるさまざまな人材サービスの創造を通じて、当社に関わる全てのステークホルダーの皆様のご信頼に応えていけるよう、誠心誠意、努めてまいります。

今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



平成28年5月

代表取締役社長
社長執行役員

成澤 素明

証券コード 6070
平成28年5月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
代表取締役社長 成 澤 素 明
社長執行役員

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月27日（金曜日）午前10時
（開場時間 午前9時）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階 白鳳
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項 第20期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件
- 以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の「個別注記表」につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.careerlink.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎本招集ご通知の事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.careerlink.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策に加え、円安や原油安などを背景に企業収益が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、個人消費は底堅いながらも力強さに欠け、設備投資や生産も概ね横這いの状況が続きました。

一方、世界経済は、米国経済が堅調に推移し、欧州主要国も緩やかな景気回復状況にありますが、中国経済の減速や原油価格の下落による影響等が懸念されるなど、世界経済全体の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

我が国人材サービス業界を取り巻く環境は、景気が緩やかに回復していることから、雇用情勢は改善傾向が続いており、当業界に対する需要も増加傾向で推移しております。また、昨年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、労働者派遣の期間制限の見直し、労働者派遣事業の許可制への一本化等が盛り込まれたことから、派遣先である顧客マインドが好転し、人材派遣制度の一層の活用が期待されます。

このような経営環境の中、BPO関連事業部門の受注高が好調であったことなどから、当事業年度の売上高は前期比19.1%増の16,607,111千円になりました。

また、利益面では、新規受注業務に関するスタッフ研修費が高んだことなどから、売上高の伸び率を下回ったものの、営業利益は前期比15.2%増の958,630千円、経常利益は前期比14.9%増の944,391千円、当期純利益は前期比21.3%増の591,252千円となりました。

当事業年度の事業部門別の業績は、以下のとおりであります。

<BPO関連事業>

当事業は、首都圏におけるBPO大型プロジェクト案件が前期に引き続き順調に推移したほか、民間BPO案件の新規受注も拡大し、また、マイナンバー関連の各種業務や臨時給付金関連業務など官公庁向けBPO案件も計画以上に受注できたことなどから、当事業部門の売上高は前期比29.1%増の10,853,788千円となりました。

<CRM関連事業>

当事業は、首都圏を始めとして通信事業者等からコンタクトセンター向け派遣案件等を新規に受注しましたが、テレマーケティング事業者への派遣が低調に推移し、当事業部門の売上高は前期比3.6%減の2,931,105千円となりました。

<製造技術系事業>

当事業は、食品加工業者や製薬メーカー等からの受注量が好調に推移したことなどから、当事業部門の売上高は前期比5.6%増の1,632,250千円となりました。

<一般事務事業>

当事業は、事務センター等既存案件の受注量が伸び、また、金融機関向け新規案件等が受注できたことなどから、当事業部門の売上高は前期比25.1%増の1,189,966千円となりました。

(単位：千円、%)

事業区分	第19期 (平成27年2月期) (前事業年度)		第20期 (平成28年2月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
B P O 関連事業	8,410,415	60.3	10,853,788	65.4	2,443,372	29.1
C R M 関連事業	3,040,930	21.8	2,931,105	17.6	△109,824	△3.6
製造技術系事業	1,546,144	11.1	1,632,250	9.8	86,106	5.6
一般事務事業	950,902	6.8	1,189,966	7.2	239,064	25.1
合計	13,948,392	100.0	16,607,111	100.0	2,658,719	19.1

② 設備投資の状況

設備投資の主なものは、主として、予約管理システム及び予算管理システムの導入、本社増床工事であり、その金額は57,198千円（有形固定資産のほか、無形固定資産を含む）でありました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成25年2月期)	第18期 (平成26年2月期)	第19期 (平成27年2月期)	第20期 (当事業年度) (平成28年2月期)
売上高(千円)	17,898,653	11,598,515	13,948,392	16,607,111
経常利益(千円)	981,323	282,937	822,200	944,391
当期純利益(千円)	563,605	161,896	487,605	591,252
1株当たり当期純利益(円)	112.32	27.50	78.31	94.35
総資産(千円)	4,188,600	3,389,885	5,314,834	5,620,147
純資産(千円)	1,665,188	1,786,403	2,194,901	2,658,894
1株当たり純資産額(円)	296.98	289.26	349.63	424.53

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国の経済見通しについては、政府の経済政策が下支えする中で、景気が緩やかに回復することが期待されますが、世界経済全体では、中国経済の減速や原油価格の下落が与える世界経済への影響が懸念されております。

我が国の人材サービス業界においては、景気が緩やかに回復していることから、当業界に対する需要も増加傾向で推移しており、そのため、就業スタッフの確保が重要な課題となってきました。

当社は、今後とも拡大が期待できるBPOに関連する事業を主力事業として積極的に事業展開していく中で、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

① BPO関連事業の拡大

当社が主力事業とするBPO関連事業では、今後とも、官公庁及び地方公共団体の財政支出抑制策として、公的業務の外部委託が進展していくほか、民間企業においても、コア事業への経営資源の集中に伴う周辺業務の外部委託が進むものと予想されます。

このようにBPO市場が拡大傾向にある中、当社はこれまで培ってきた効率的業務処理並びに品質管理を含めたBPO業務運用ノウハウを最大限に活かし、平成28年1月から導入されたマイナンバー制度に関連する需要の獲得に注力するなど、顧客の様々なニーズにお応えし、BPO関連事業を積極的に拡大展開してまいります。

② 改正労働者派遣法等の労働法制改正への準拠

派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、キメ細かなキャリア・コンサルティング及び教育訓練の実施、さらに派遣労働者の均衡待遇を強化するなど、平成27年9月に施行された改正労働者派遣法を遵守するとともに、パートタイム労働者の公正な待遇の確保、正社員転換措置など、平成27年4月に施行された改正パートタイム労働法に準拠してまいります。

さらに、改正労働契約法に則り、有期雇用労働者の無期転換措置が平成29年4月から始まりますが、有期雇用労働者が安心して働き続けることができる社会づくりを目指し、また、平成28年4月に施行された女性活躍推進法などに準拠して、すべての女性が輝く社会の実現に寄与してまいります。

③ 経営基盤の強化、成長速度に応じた組織体制の充実

a. 人材の採用・育成と組織体制の充実

総合人材サービス事業を営む当社が一番の経営資源は“人”そのものであるとの認識から、人材の採用と育成を重要な経営課題として捉え、優秀な人材の採用並びに教育研修制度の充実による人材の育成に注力するとともに、人事制度の一層の充実を図り、社員の質的向上に努めてまいります。

また、外部環境・内部環境の変化に応じて組織を機動的に変更するなど、組織の隅々まで統制の取れた企業統治、経営管理を実現するため、当社の成長速度に応じた組織体制の充実を図ってまいります。

b. 情報システムの充実

今後とも、事業規模の拡大に伴い、業務処理量、管理コストが増加していくものと予想しております。当社は、そのような経営環境の変化に対応する情報システムの充実を図ることを重要な経営課題の一つとして、情報システム再構築による業務処理の効率化、就業スタッフ支援システムの高機能化等を推進しております。

また、インターネットは、スマートフォン等の普及により、個人の生活に結びついたメディアとしてその利用が拡大しております。当社は、このようなインターネットの進化に合わせて、今後とも積極的に新しい技術を取り入れることにより、顧客満足度の向上、就業スタッフ支援システムの充実、業務システムの一層の効率化に取り組んでまいります。

c. 女性の活躍推進

当社は、一人ひとりの女性はその個性と能力を十分に発揮できることを目指し、具体的には、採用における男女機会均等のもとより、配置・育成・教育訓練における男女間の格差ゼロ、出産・子育てを通じて女性が働き続けられ、仕事と家庭が両立できる環境整備や長時間労働の是正、職種又は雇用形態の改善、性別にかかわりのない公正な評価・登用及び女性の管理職比率の向上等を推進してまいります。

④ コンプライアンスの重視

人材サービス業は“人”を介して役務を提供するものであり、その運営には高い倫理性の保持とコンプライアンスの徹底が重要であります。当社は労働基準法、労働者派遣法等の関連法規の遵守を初めとして、事業運営に関わる全ての法令・ルールを遵守することが、当社が果たすべき社会的責任の基本であると認識しております。

当社は、関連法令に基づいた社内諸規程を整備するとともに代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況を監視する体制を整えて、コンプライアンスの徹底を図っておりますが、今後ともコンプライアンス体制の実効性を確保するための適切な運営を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

事業部門	事業内容
B P O（注1）関連事業	当事業では、B P O事業者（注2）が請け負ったB P O業務への人材派遣、業務効率化等の企画提案を踏まえたインセンティブ契約に基づく人材派遣、官公庁及び外郭団体並びに企業等の業務プロセスの一部についての企画・設計から実施までの業務請負を行っております。
C R M（注3）関連事業	当事業では、テレマーケティング事業者が請け負ったテレマーケティング業務（注4）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等のコンタクトセンター（注5）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等からのテレマーケティング業務の請負を行っております。
製造技術系事業	当事業では、製造拠点での製造・物流に係る業務について、人材派遣もしくは請負を行っております。
一般事務事業	当事業では、一般事務（注6）職をターゲットとした人材派遣、紹介予定派遣、人材紹介並びに顧客のニーズに合った一般事務の請負を行っております。

- (注) 1. B P O (Business Process Outsourcing) とは、官公庁及び外郭団体並びに企業等の業務プロセスの一部について、業務の企画・設計から実施までを含めて外部委託することをいいます。
2. B P O事業者とは、官公庁及び外郭団体から当該業務を受託する者並びに企業等に対して業務効率化等の企画提案を行ったうえで、当該業務を受託する者をいいます。
3. C R M (Customer Relationship Management) とは、情報システムを応用して企業が顧客と長期的な関係を築く手法のことをいいます。詳細な顧客データベースを元に、商品の売買から保守サービス、問い合わせやクレームへの対応など、個々の顧客との全てのやり取りを一貫して管理することで、顧客の利便性と満足度を高め、顧客を常連客として囲い込むことを目的としています。
4. テレマーケティング業務とは、消費者からの商品やサービスについての問い合わせ・苦情などの受付、通信販売の受注、市場調査等を電話等の手段を使い、企業に代わって行うサービスのことをいいます。
5. コンタクトセンターとは、企業内において、顧客への対応を専門に行う事業所、部門のことをいいます。
6. 一般事務とは、テレマーケティング（その付随業務を含む）や製造技術系現場作業以外の、人事・総務・経理業務や伝票集計、パソコン操作等のデスクワークをいいます。

(6) 主要な営業所（平成28年2月29日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区
東 京 支 店	東京都新宿区
札 幌 支 店	札幌市中央区
仙 台 支 店	仙台市青葉区
大 阪 支 店	大阪市北区
姫 路 支 店	兵庫県姫路市
福 岡 支 店	福岡市中央区
沖 縄 支 店	沖縄県那覇市

(7) 従業員の状況（平成28年2月29日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
716名	227名増	35.9歳	2.3年

- (注) 1. 従業員数には、正社員のほか契約社員、社外から当社への出向者を含み、兼務役員、臨時従業員（パートタイマー）及び就業スタッフは含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べて227名増加した主な要因は、受注案件の業務処理に関する品質及び生産性の一層の向上を図るため、人員体制の強化を図ったことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	167,740千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	161,980千円

- (注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。
- 当座貸越極度額の総額 660,000千円
 借入実行残高 36,000千円
 差引額 624,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,277,900株（自己株式34株を含む）
- (3) 株主数 3,551名（前事業年度末比620名減）
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
スマートキャピタル株式会社	2,576,000	41.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	544,200	8.67
近藤 裕彦	535,700	8.53
キャリアリンク従業員持株会	194,300	3.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	156,600	2.49
前田 直典	123,000	1.96
森村 夏実	106,400	1.69
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資信託口）	103,100	1.64
成澤 素明	71,800	1.14
平松 武洋	62,000	0.99

(注) 持株比率は、自己株式34株を控除して計算しております。なお、自己株式の数には、株式給付信託の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式14,700株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年3月13日開催の取締役会において、従業員に対する新たなインセンティブプランとして、株式給付信託（J-E S O P）を導入しております。株式給付信託の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式14,700株を保有しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態（平成28年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	近 藤 裕 彦	
代表取締役社長	成 澤 素 明	
取 締 役	平 松 武 洋	管理本部長兼総合企画部長
取 締 役	前 田 直 典	公益財団法人姫路十字会 理事長 学校法人姫路情報学院 理事長
取 締 役	三 浦 一 郎	立命館大学経営学部教授
常 勤 監 査 役	岸 本 雅 晴	
常 勤 監 査 役	豊 島 忠 夫	公認会計士
監 査 役	中 畠 正 喜	税理士 公益社団法人日本山岳協会 監事 公益社団法人東京都山岳連盟 監事

- (注) 1. 取締役三浦一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岸本雅晴氏、常勤監査役豊島忠夫氏及び監査役中畠正喜氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役豊島忠夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中畠正喜氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取締役三浦一郎氏を指定し、同取引所にその旨届け出ております。
6. 平成27年5月28日開催の第19期定時株主総会において、前田直典氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 森村夏実氏、出口誠氏及び竹田正広氏は、平成27年5月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。
8. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は、以下のとおり変更しております。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
平 松 武 洋	管理本部長兼総合企画部長兼管理部長	管理本部長兼総合企画部長	平成27年9月1日

9. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年2月29日現在における執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	成 澤 素 明	
専 務 執 行 役 員	平 松 武 洋	管理本部長兼総合企画部長
執 行 役 員	島 健 人	営業本部長兼営業推進部長
執 行 役 員	森 村 夏 実	研修センター長
執 行 役 員	出 口 誠	営業本部営業一部長
執 行 役 員	竹 田 正 広	管理本部情報システム部長
執 行 役 員	藤 枝 宏 淑	営業本部副本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	109,423千円 (2,912千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	19,650千円 (19,650千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	129,073千円 (22,562千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、平成27年5月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年5月29日開催の第12期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の決議をいただいております。また、別枠で、平成27年5月28日開催の第19期定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額として年額100,000千円以内の決議をいただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月12日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内との決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a. 取締役三浦一郎氏は、立命館大学経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- b. 監査役中畠正喜氏は、公益社団法人日本山岳協会及び公益社団法人東京都山岳連盟の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 三浦一郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に専門分野である経営学の専門家としての知見と経験に基づき、取締役会の意思決定に妥当性及び適正性を確保すべく、適宜必要な意見等を述べました。
監査役 岸本雅晴	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。常勤監査役として多くの主要会議にも出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。
監査役 豊島忠夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的な見地などから、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。
監査役 中畠正喜	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地などから、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性について、取締役、社内関係部署から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、会計監査人の職務遂行状況を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査の支援業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

なお、「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、平成21年5月15日開催の取締役会において決議され、その後数度の改定を経て、平成27年4月14日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、取締役、執行役員を含む使用人（以下、「使用人」という。）を含め全員に対して定めた企業理念・行動規範を遵守し、それらの実施については、取締役及び執行役員が自ら率先垂範し、企業理念・行動規範を社内情報共有システムへ配信するとともにクレドカードを配布するなど、使用人に対してその周知徹底を図る。
 - b. 代表取締役社長（以下、「社長」という。）を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局を法務部内に設置し、当社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。
 - c. 当社の内部統制システムを整備・運用・向上させるために設置した内部統制推進委員会は、その活動経過及び内容について会計監査人と協議し、社長に報告し承認を得る。
 - d. 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況監査を実施し、その結果を社長に報告し、併せて常勤監査役との定期会合において内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行う。
 - e. 取締役及び執行役員は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。
 - f. 当社は、内部通報規程に規定している法令違反その他コンプライアンスに関する内部通報制度を活用し、その有効性を確保する。
 - g. 当社は、反社会的勢力対応規程に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請は断固として排除する。
 - h. 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求めることができる。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、資金管理、資産活用、個別取引、事故、災害その他企業活動全般に係わる個々のリスクについて定めた与信管理規程並びに危機管理規程等に則り、リスクの認識・識別、分析・評価を行うとともに、既存の個別リスクに応じた総括的な形態別事業リスク分類に基づきカテゴリーごとに決められた管理責任者により、リスク管理体制を整備・維持・運用する。
 - b. 当社は、不測の事態を想定して定めた危機管理規程に則り、不測の事態が発生した場合には、同規程に基づき社長を本部長とした対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行う基幹システムの適正な運用により厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に係わる重要文書を保存し、文書管理規程に基づき、以下の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じ10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 稟議書
 - (d) 重要な契約書
 - (e) 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告、附属明細書、個別注記表、勘定科目明細書、その他決算書類
 - (f) 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - b. 当社は、情報セキュリティ規程、個人情報適正管理規程を適正に運用し、会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会の運営について定めた取締役会規程に則り、取締役会を原則月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催する。また、社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。
 - b. 当社は、職務権限規程及び各取締役の職務分掌により、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
 - c. 取締役会の監督機能強化を図るとともに、業務執行に係る責任と役割を明確にし、意思決定、業務執行の迅速化を図るため設置された執行役員制度のもと、執行役員は、取締役会から委嘱された範囲内で職務を執行する。
 - d. 当社は、中期経営計画及び同計画に基づく各年度利益計画を策定し、予算制度に基づく適正な経営管理に努める。

- ⑤ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置く。
 - 監査役補助者の指揮命令権は監査役に帰属し、任命、解任、人事異動、評価等は監査役の同意のうえ、取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役は、取締役会において、適時、担当する業務の執行状況を報告する。
 - 取締役及び使用人は、常勤監査役が出席する執行役員会の他、営業推進会議等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。なお、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - 取締役及び執行役員は、コンプライアンス規程に基づき、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
 - 監査役は、監査役に報告した者が、不利な取扱いを受けることのないよう規程の運用状況を監視し、公平性を確保する。
- ⑦ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の必要に応じて独自の外部専門家に相談ができる体制を確保するための体制
- 監査役は、代表取締役との定期的な協議、取締役及び執行役員との意見交換を通じて意思疎通を十分に図る。
 - 内部監査室は、常勤監査役との定期的な会合を通じて意見交換を行うと共に、監査の結果を適時・適切に監査役に報告する。
 - 監査役は、当社の重要な意思決定の文書である稟議書、議事録を閲覧し、常勤監査役は、その他に内部統制に係わる各種会議及び主要会議体に参加する。
 - 監査役は職務執行に当たって、当社が委託する外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等）のほか独自の外部専門家との連携を図り、相談、依頼する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - 監査役が、職務執行の必要に応じて独自の外部専門家に相談することを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を負担する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制が有効に行われる体制を整備、維持する。

(2) 内部統制システムの整備に関する基本方針の運用状況

当事業年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ② 監査役会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、常勤監査役による重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。
- ④ コンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンスに関する施策、監視及び実施状況について取締役会へ報告いたしました。
- ⑤ コンプライアンス意識の一層の向上のため、社員教育内容の充実を図り、職位に応じた研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の浸透・高揚に努めております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との関係遮断についての基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。

② 整備状況

当社は、反社会的勢力との関係排除は企業としての重要な社会的責任と強く認識し、行動規範には公正な取引などとともに反社会的行為への関与の禁止を明記し、役員及び従業員にそれらの周知徹底を図っております。実務面では、新規取引先については、取引開始前にインターネット検索サイトなどを利用して反社会的勢力に該当しないかの調査を行うことを与信管理規程及び購買管理規程に規定し、取引先との間で反社会的勢力排除条項の入った契約書又は覚書を締結するほか、反社会的勢力による不当要求など万一の場合に備えて、反社会的勢力対応マニュアルを規定しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入するとともに、平素から各事業所の所轄警察署及び都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集に努めております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,900,401	流動負債	2,476,722
現金及び預金	2,617,853	短期借入金	42,000
売掛金	2,027,442	1年内償還予定の社債	136,000
仕掛品	109,410	1年内返済予定の長期借入金	306,740
貯蔵品	2,841	未払金	1,002,354
前払費用	65,687	未払費用	225,653
繰延税金資産	64,826	未払法人税等	182,646
未収入金	4,995	未払消費税等	386,986
その他	7,956	前受金	73,181
貸倒引当金	△610	預り金	28,959
固定資産	719,745	賞与引当金	92,199
有形固定資産	93,637	固定負債	484,530
建物	37,764	社債	139,500
工具、器具及び備品	41,908	長期借入金	251,348
建設仮勘定	13,965	株式給付引当金	2,807
無形固定資産	159,074	資産除去債務	47,436
ソフトウェア	155,415	その他	43,438
その他	3,659	負債合計	2,961,253
投資その他の資産	467,032	(純資産の部)	
投資有価証券	202,076	株主資本	2,657,862
出資金	10	資本金	388,005
長期前払費用	534	資本剰余金	234,364
繰延税金資産	1,205	資本準備金	234,364
敷金及び保証金	248,065	利益剰余金	2,062,410
その他	15,140	その他利益剰余金	2,062,410
		繰越利益剰余金	2,062,410
		自己株式	△26,919
		評価・換算差額等	1,031
		その他有価証券評価差額金	1,031
		純資産合計	2,658,894
資産合計	5,620,147	負債純資産合計	5,620,147

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 3 月 1 日から
平成28年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,607,111
売 上 原 価		13,243,726
売 上 総 利 益		3,363,385
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,404,755
営 業 利 益		958,630
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	595	
受 取 配 当 金	48	
受 取 手 数 料	85	
そ の 他	7	737
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,003	
社 債 利 息	1,800	
社 債 発 行 費 償 却	1,864	
支 払 保 証 料	2,047	
そ の 他	260	14,975
経 常 利 益		944,391
税 引 前 当 期 純 利 益		944,391
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	338,450	
法 人 税 等 調 整 額	14,689	353,139
当 期 純 利 益		591,252

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	388,005	234,364	234,364	1,571,604	1,571,604	△18	2,193,956
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							-
剰 余 金 の 配 当				△100,445	△100,445		△100,445
当 期 純 利 益				591,252	591,252		591,252
自己株式の取得						△26,901	△26,901
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)							
当期変動額合計	-	-	-	490,806	490,806	△26,901	463,905
当 期 末 残 高	388,005	234,364	234,364	2,062,410	2,062,410	△26,919	2,657,862

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	944	944	2,194,901
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			-
剰 余 金 の 配 当			△100,445
当 期 純 利 益			591,252
自己株式の取得			△26,901
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	87	87	87
当期変動額合計	87	87	463,992
当 期 末 残 高	1,031	1,031	2,658,894

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月12日

キャリアリンク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 雅之 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野 隆一 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアリンク株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、コンプライアンス委員会、内部統制推進委員会、危機管理委員会等その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書、決裁書、契約書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査役監査実施のためのチェックリスト」に基づき、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役から有効である旨、また、有限責任 あずさ監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月13日

キャリアリンク株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	岸	本	雅	晴	Ⓜ
常勤監査役（社外監査役）	豊	島	忠	夫	Ⓜ
監査役（社外監査役）	中	畠	正	喜	Ⓜ

以 上

監査役会の監査報告書受領後に生じた重要な後発事象

(株式分割)

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及びそれに伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 6,277,900株
今回の株式分割により増加する株式数	: 6,277,900株
株式分割後の発行済株式総数	: 12,555,800株
株式分割後の発行可能株式総数	: 38,400,000株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準公告日：平成28年5月16日
 基準日：平成28年5月31日
 効力発生日：平成28年6月1日

(4) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、第5回新株予約権の行使価額を平成28年6月1日以降、70円から35円に調整いたします。

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	212円26銭
1株当たり当期純利益金額	47円18銭

(6) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額に変更はありません。

(株式報酬型ストックオプションの発行)

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由
取締役が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的として、取締役に対する株式報酬型ストックオプションを発行するものです。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の名称
キャリアリンク株式会社 平成28年株式報酬型新株予約権
 - (2) 新株予約権の総数
105個とする。
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
 - (3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役のうち業務執行取締役 3名 105個
 - (4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。
なお、下記(14)に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法
各新株予約権の払込金額（発行価額）は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。
- (7) 新株予約権を行使することができる期間
平成28年5月18日から平成58年5月17日までとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(12)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
 - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(4)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記(8)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(10)に準じて決定する。
- (13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権を割り当てる日
平成28年5月17日
- (15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

(ご参考)

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、平成28年5月31日基準日として、当社普通株式1株につき2株の割合にて株式分割することを決議いたしました。従って、株式分割の効力発生日である平成28年6月1日以降、上記「2. (4)新株予約権の目的である株式の種類及び数」の付与株式数は、新株予約権1個当たり200株となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、成長を持続させるための事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、適正で安定した配当を継続実施していくことを利益配分に関する基本方針としております。

第20期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、1株につき普通配当18円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円とさせていただきます。
なお、この場合の配当総額は113,001,588円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、「監査等委員会設置会社」の制度が創設されたことから、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行に必要な監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、並びに、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことから、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (3) 将来、連結計算書類を作成することに備え、現行定款第14条の一部を変更するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類</u>及び<u>連結計算書類</u>に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (条文省略)</p> <p>第18条 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (現行どおり)</p> <p>第18条 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間中は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の前員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の前員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第30条 (新 設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>) 第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (<u>監査役の数</u>) 第32条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> (<u>監査役の選任</u>) 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (<u>監査役の任期</u>) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) 第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除) (削 除) (削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
(監査役の報酬等)	(削 除)
第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
(社外監査役の責任限定契約)	(削 除)
第41条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第44条 (条文省略)	第37条～第39条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第45条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会が定める。	第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て、取締役会が定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第46条～第49条 (条文省略) (新 設)	第41条～第44条 (現行どおり) 附 則
	(社外監査役の責任免除に関する経過措置) 第20期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。

(ご参考)

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、平成28年5月31日基準日として、当社普通株式1株につき2株の割合にて株式分割することを決議いたしました。従って、株式分割の効力発生日である平成28年6月1日以降、現行定款第5条(発行可能株式総数)に定める当社の発行可能株式総数19,200,000株は、38,400,000株となります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなり、現在の取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	近藤裕彦 (昭和35年7月24日生)	昭和59年4月 日本勧業角丸証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社 平成元年4月 スイス・ユニオン・フィリップス・アンド・ドリュエ証券会社（現 UBS証券会社）入社 平成8年2月 株式会社エクセル人材派遣センター 入社 平成8年4月 同社 神戸支店長 平成8年10月 当社設立 代表取締役社長 平成25年5月 当社 代表取締役会長（現任）	535,700株
2	成澤素明 (昭和50年2月23日生)	平成10年4月 エーシーイー・インターナショナル株式会社 入社 平成12年6月 当社 入社 平成18年4月 当社 法人サービス本部次長 平成19年4月 当社 営業部長 平成22年5月 当社 取締役営業本部営業部長 平成23年3月 当社 取締役営業本部営業一部長 平成24年3月 当社 取締役営業本部長 平成25年4月 当社 取締役営業本部長兼営業推進部長 平成25年5月 当社 代表取締役社長 平成27年3月 当社 代表取締役社長 社長執行役員（現任）	71,800株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	ひら まつ たけ ひろ 平松武洋 (昭和18年9月6日生)	<p>昭和41年4月 不二サッシ工業株式会社（現 不二サッシ株式会社）入社</p> <p>平成12年6月 同社 常務取締役管理本部長</p> <p>平成16年9月 日海不二サッシ株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成18年6月 同社 相談役</p> <p>平成19年1月 当社 常勤監査役</p> <p>平成20年2月 当社 常務取締役管理本部長兼管理部長</p> <p>平成21年7月 当社 常務取締役管理本部長</p> <p>平成24年5月 当社 専務取締役管理本部長</p> <p>平成24年12月 当社 専務取締役管理本部長兼経営企画室長</p> <p>平成26年4月 当社 専務取締役管理本部長</p> <p>平成27年3月 当社 取締役専務執行役員管理本部長兼総合企画部長兼管理部長</p> <p>平成27年9月 当社 取締役専務執行役員管理本部長兼総合企画部長（現任）</p>	62,000株
4	まえ だ なお おみ 前田直典 (昭和35年3月5日生)	<p>昭和59年4月 日本勧業角丸証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社</p> <p>昭和63年4月 シンキ株式会社 取締役</p> <p>平成元年5月 学校法人姫路情報学院 理事</p> <p>平成3年5月 財団法人姫路十字会（現 公益財団法人姫路十字会）理事</p> <p>平成10年11月 シンキ株式会社 代表取締役社長兼営業統括本部長</p> <p>平成16年5月 財団法人姫路十字会（現 公益財団法人姫路十字会）理事長（現任）</p> <p>平成17年12月 学校法人姫路情報学院 理事長（現任）</p> <p>平成18年3月 株式会社CLH（現 スマートキャピタル株式会社）代表取締役（現任）</p> <p>平成18年5月 当社 取締役会長</p> <p>平成22年5月 当社 取締役会長 退任</p> <p>平成27年5月 当社 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>公益財団法人姫路十字会 理事長</p> <p>学校法人姫路情報学院 理事長</p>	123,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	三浦一郎 (昭和25年11月19日生)	昭和55年4月 立命館大学経営学部 助教授 平成6年4月 立命館大学経営学部 教授 平成18年5月 当社 取締役(現任) 平成28年4月 立命館大学名誉教授(現任)	29,500株

- (注) 1. 取締役候補者前田直典氏は、当社の大株主であるスマートキャピタル株式会社の代表取締役ですが、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、また、その他の取締役候補者と当社との間にも、特別の利害関係はありません。
2. 三浦一郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 三浦一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が立命館大学名誉教授であり、ドラッカー経営学及びマーケティングに造詣が深いことから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督並びにコーポレート・ガバナンスの強化等に十分な役割を果たしていただけると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 三浦一郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、10年となります。
5. 前田直典氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は三浦一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	岸本雅晴 (昭和19年9月23日生)	昭和42年4月 不二サッシ工業株式会社(現 不二サッシ株式会社)入社 平成14年6月 同社 常勤監査役 平成17年2月 不二ロール工機株式会社 代表取締役社長 平成18年6月 同社 相談役 平成20年2月 当社 常勤監査役(現任)	24,300株
2	遠藤今朝夫 (昭和26年11月28日生)	昭和49年4月 日興電子株式会社 入社 昭和58年9月 公認会計士登録 昭和59年3月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 昭和61年3月 デロイトアンドトウシュ会計事務所ロスアンゼルス及びニューヨーク事務所勤務 平成3年2月 米国公認会計士登録 平成12年4月 霞が関監査法人設立 代表社員 平成17年3月 税理士登録 平成18年6月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役(現任) 平成24年7月 三優監査法人 代表社員 平成27年10月 遠藤公認会計士事務所設立 代表公認会計士(現任) (重要な兼職の状況) 遠藤公認会計士事務所 代表公認会計士 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役	一株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	わた 渡 なべ 邊 まこと 信 (昭和37年2月12日生)	平成元年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 同 今井和男法律事務所 入所 平成3年4月 高島渡邊法律事務所設立 パートナー 平成15年1月 アスク総合法律事務所設立 代表弁護士(現任) 平成17年6月 エスエス製薬株式会社 社外監査役 平成25年3月 エスエス製薬株式会社 社外監査役 退任 (重要な兼職の状況) アスク総合法律事務所 代表弁護士	一株

- (注) 1. 各候補者は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岸本雅晴氏、遠藤今朝夫氏及び渡邊信氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岸本雅晴氏、遠藤今朝夫氏及び渡邊信氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1)岸本雅晴氏につきましては、上場会社の常勤監査役などを歴任された豊富な経験、見識に基づく経営の監督、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したためであります。
なお、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年3ヶ月であります。
- (2)遠藤今朝夫氏につきましては、公認会計士・税理士として会計及び税務に関する高い知見を有しておられることから、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したためであります。
- (3)渡邊信氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したためであります。
6. 当社は岸本雅晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
7. 遠藤今朝夫氏及び渡邊信氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
板倉麻貴 (昭和56年10月15日生)	平成18年12月 みずほ監査法人 入所 平成19年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成22年8月 公認会計士登録 平成22年11月 日本GE株式会社(現 GEジャパン株式会社) 入社 平成24年5月 公認会計士板倉麻貴事務所(現 公認会計士・税理士板倉麻貴事務所)設立 代表(現任) 平成26年10月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士板倉麻貴事務所 代表	-株

- (注) 1. 板倉麻貴氏は、新任の補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 板倉麻貴氏は補欠の社外取締役候補者であります。
4. 板倉麻貴氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として会計及び税務に関する高い知見を有しておられることから、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したためであります。
5. 板倉麻貴氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年5月29日開催の第12期定時株主総会において年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなりますので、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内（うち社外取締役分は2千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなりますので、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年5月29日開催の第12期定時株主総会において年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、また、当該報酬等の額とは別枠で、平成27年5月28日開催の第19期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円の範囲内とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」としてご承認をお願いする取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、各事業年度において、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円の範囲内で割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、ストックオプションとしての新株予約権を取得させるものであります。そのストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況及び貢献度等を基準として決定しており、その内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、ストックオプションとしての新株予約権の割当ての対象となる取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

1. 目的

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションを割り当てるものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は（以下、「付与株式数」という。）新株予約権1個当たり100株とする。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は50,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

- (2) 新株予約権の総数
各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を500個とする。
- (3) 新株予約権の払込金額（発行価額）
新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。
また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。
- (8) 新株予約権のその他の内容等
新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、平成28年5月31日基準日として、当社普通株式1株につき2株の割合にて株式分割することを決議いたしました。従って、株式分割の効力発生日である平成28年6月1日以降、上記「2. (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数」の付与株式数は、新株予約権1個当たり200株となり、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限は100,000株となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階白鳳
(03) 3348-1234



●新宿駅西口より徒歩約9分

(JR・京王線・小田急線・地下鉄)

新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を直進、
地下道から出て新宿住友ビルを越えた右側の建物が会場です。

●都営大江戸線都庁前駅より徒歩約1分

A7出口直結

C4連絡通路を経由し、A7出口より直結です。

●東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分

E4出口よりすぐ 地下道を都庁方面に進み、E4出口から出て、右手都庁側の建物が会場です。

- ※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。